

第1回山梨県食の安全・安心審議会議事録

平成25年8月21日掲載

日 時 平成25年7月25日（木）午後1時30分～3時

場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者 （敬称略）

（委員）：石倉委員、梅本委員、大塩委員、北野委員、小林委員、
田草川委員、登田委員、長澤委員、三神委員、米山委員（50音順）

（事務局）：企画県民部理事 小松理事

消費生活安全課 古屋課長、広瀬総括課長補佐、小沢課長補佐、
向山主査、小林職員、寺澤職員

兼務職員 児童家庭課 河野課長補佐、衛生薬務課 浅山課長補佐、
健康増進課 大澤衛生指導監、林業振興課 鷹野課長補佐、
農政総務課 原農政企画監、
果樹食品流通課 上野課長補佐、
花き農水産課 塩崎課長補佐、農業技術課 近藤課長補佐、
スポーツ健康課 白滝課長補佐

傍聴者等の数 2名

会議次第

- 1 開会
- 2 企画県民部理事あいさつ
- 3 議事【公開】
 - (1) 「山梨県食の安全・安心推進計画」の実施状況について
 - (2) 食の安全・安心に関わる最近の状況について
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉会

概要

- 1 開会 司会：消費生活安全課 広瀬総括課長補佐
 - 2 企画県民部理事あいさつ
(資料確認)
 - 3 議事【公開】 (進行：議長(会長))
 - (1) 「山梨県食の安全・安心推進計画」の実施状況について
- 事務局から、「山梨県食の安全・安心推進計画」の実施状況について、資料1により説明。

○ 質疑は以下のとおり

・ 推進計画の目標達成状況の詳細について

(A 委員) 資料の中で、お伺いしたいことがあるんですけども、8の「特定給食施設等に対する監視・指導の実施率」これが%で表されているんですけども、実際の対象はどのくらいあって何件くらい実施されているのかという数字がわかりましたらお願いします。特定給食施設は1回100食以上または1日250食以上という施設を対象にしていますけれども、一般の飲食店と違いまして、給食施設は作ってから食べるまでに非常に時間がかかるわけです。飲食店のようにお客さんが来たら作って出すというものではなくて、食中毒の発生率も高いですし、食の安全ということには非常に関心を持ちながら、日頃から調理員さんたちが調理をされていると思いますけれども、やはり専門的な立場で定期的に監視をされるということは非常に大切なことではあるし、だいたいどのくらいを目標にしているのか、全体の中で、ここを中心にという目標に対して43.4%という値なのかということも含めて、どのような目標を立てられているのかを教えていただければありがたいと思います。特に、重点的に監視する施設があるならば、それも教えていただければありがたいと思います。

もう1つ、9の残留農薬の収去検査結果の不適合件数についてですけれども、農家にとってみると、減農薬をしながら良い作物を作るという非常に苦勞をなさっていて、気を遣って作業をされていると思いますけれども、これも何件検査したけれども0だったのか、それから、どんな産物を検査なさっているのか、そのあたりも教えていただければありがたいと思います。

(議長) ありがとうございます。2点、8と9の件についてよろしく願いいたします。

(事務局) 特定給食施設の監視について説明させていただきます。実績が43.4%ということですが、施設数から言いますと、特定給食施設等となっております。特定給食施設に加えましてそれに準ずるような施設に保健所が立入調査を行って指導しているわけです。全部で725件ございまして、そのうちの315件に監視・指導をしたということでございます。この特定給食施設等の中身ですが、病院ですとか福祉施設、あるいは一般事業所の給食施設等いろいろあるわけですが、それぞれ大きさによって、当然大きいところは重点的に行うというかたちになっていますので、例えば病院ですとか診療所ですとかそういったところについては定期的に、病院は毎年1回、診療所は数年に1回のようなかたちで監視をするということで実施しております。

(議長) よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。725分の315ということでございます。それでは、次の残留農薬につきましてよろしく願いいたします。

(事務局) ご質問のありました、残留農薬なんですけれども、皆様にお配りしました参考資料1の平成24年度山梨県食品衛生監視指導計画の中で、13、14ページをお開きいただければと思います。こちらは、県が実施する検査の内容として、どのようなものを収去し、どのくらい検査するのかということ、年間何を何検体検査するのかという表になっております。この計画に基づいてほぼ100%、収去検査を実施しているところでございます。残留農薬に関しましては、主に野菜・果物というかたちで、特に残留農薬の関係におきましては、輸入の果樹農産物や山梨県の特産品であります桃やブドウ、その他葉もの野菜類等の残留農薬検査、あとは食品添加物である防ばい剤もあわせて検査をしまして、年間110件ほどの検体を実施してございます。残留農薬につきましては基準値を超えるもの、または違反するものはございませんでした。また、あわせて食肉に関しましても残留動物用医薬品の検査を実施しておりますけれども、こちらも年間大体100~110件検査をしているところでございます。昨年度も約130件検査を実施しましたが違反にあたるものはございませんでした。以上になります。

(議長) どうもありがとうございました。よろしゅうございましょうか。A委員。

それでは他にご質問はございますでしょうか。どうぞ、B委員。

・ やまなし食の安全・安心ポータルサイトについて

(B委員) ポータルサイトを作られたというお話なんです、作るのはとても素晴らしいことだと思うのですが、これを見てもらわないことには意味がないと思うんですね。どのように県民の皆様に広告していくのか、見てもらうためにどのような取り組みをしているのかを教えてくださいませんか。

(議長) よろしく願いいたします。

(事務局) おっしゃるとおりだと思います。私も県ホームページの中に情報媒体としてこのポータルサイトがあるというのは、それ自体は大変良いことであり、色んな情報更新をしたりするのは当然なんです、このサイトがどこにあるんだということをお知らせすることが一番大事だと考えております。

私は4月からこの課へ来たんですけれども、せっかく良いものを作って、当然ながら担当は毎日非常に細かく更新をしたり、新しい情報を載せたりしておりますので、このサイトの存在をできるだけ多くの人達に知っていただかなければならないと考えまして手作りでの宣伝用のチラシを作りました。それが実は本日お渡ししたチラシです。また、これを拡大したパネルも作りまして、例えば、6月に服部先生に来ていただいた「食育推進シンポジウム」や、「食の安全・安心を語る会」ですとか、実際に多くの人が集まる会議やシンポジウム等もございましたので、そのような機会にチラシ配布やパネル展示を行って、こうい

うものがあるんだよということをしっかりと県民に直接お伝えするように工夫をしているところです。また、「このサイトがあるよ」、「ここがアドレスだよ」といった情報を、チラシなどの紙媒体に掲載をしたりですとか、人に集まっていたくときに、こういうサイトでこんなものがあるんだよと説明したり、先ほども県庁のホームページの右上の「県政おすすめサイト」から入るといことも言ったんですけども、様々な機会を通じて県民の方に直接お伝えをすることが大事だというような考えでPR等を行っているところでございます。

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。B委員よろしいでしょうか。

私共も皆、広報委員の一員になるようによろしく願いいたします。

(事務局) よろしく願いいたします。

(議長) それでは、引き続きまして2に進ませていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは議事の2「食の安全・安心に関わる最近の状況について」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

(2) 食の安全・安心に関わる最近の状況について

○ 事務局から、「平成24年度山梨県食品衛生監視指導計画の実施結果について」資料2-1、参考資料1により説明。

(議長) ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご質問がございましたらどうぞお願いいたします。はい、どうぞC委員。

・ 実施結果の分類について

(C委員) 資料2-1の下の表のA,B,C,D,Eというのは、別紙1の一覧表のA,B,C,D,Eと同じもの、同じ分類をさしているということですか。

(事務局) はい。

(C委員) ひとつ教えて頂きたいことがあるのですが、最初に私の感想としては当然1ページのA,B,Cをみると、危害が大きくなるという施設が重点的に100%やられているんだろうなと思っていたんですが、必ずしもそうではないというふうに思いました。特にEのところは極めて少ないということなのですが、実施件数はいずれも1000件以上多くなっていま

すよね。上の A のところの卸売市場のところも、ここはどうしてこのようになっているのか教えて頂きたいという質問が1つあります。この3つぐらいを相殺すると、最後の115%っていうふうに出す意味っていうのは、あんまり無いんじゃないかと思います。出していたら、A群で何%やったのかとか、B群で何%やったのかというふうに、危害の状況に応じてA～Eまで分けてあるわけですから、その状況に応じて監視・指導がどのくらいやられたかっていうふうに出さないと、一番下のいずれも1000以上多くて、それをトータルすると115%になるという出し方は意味がないと思います。ですから、A群でどのくらいいったか、B群でどのくらいいったかというのに対して、どういうふうに対策・対応をするかというふうに方向性も、私は結果と合わせて提示していただかないと、今後どうしていくのかというのがよくわからなくて、なぜそうなったかという原因も今日は説明がなかったと思います。できた、できないということに対して。ですから、そのことについて監視・指導をちゃんとやっていただきたいとか、私達にも分かるように説明していただいて、安心できるという状況になっているかどうかも含めて説明していただくと、持ち帰って説明しやすいなと思いました。

(事務局) ありがとうございます。

(議長) お願いいたします。

(事務局) 説明させていただきます。Aの重点的に監視しなければいけない施設の中で、甲府地方卸売市場早朝監視対象施設がありますが、ここは山梨県の台所と言われるところで、多くの魚貝類や農産物等が集積し、定期的に朝市場が開かれます。朝真つ暗な2時、3時から始まり朝の7時、8時にはクローズしてしまうんですけども、ここを重点的に、中北保健所または衛生薬務課の広域監視担当と定期的に監視をしておりますが、やはり流通の中で収去したりすることになりますと農産物等も集まりやすいですし、いろんな収去検査もやりやすいということで甲府の卸売市場のほうは、どうしても監視件数が多くなってしまっている状況です。

(C委員) ということは、基準件数が違うんじゃないんですか。今言ったように台所というのであれば、基準件数の設定が私はおかしいと思うんですよ。それに対して倍以上やっているわけですから。

(事務局) 甲府の卸売市場は、重点的に実施する施設なので、基準監視件数をもう少し上げても良かったかもしれないです。ただ、実際にはこれだけの検査をやっているということです。それから、同じAランクの許可を要する・要しない施設の監視率が大体90%と97%となっております。これは、年間3回監視を行う施設というところで、確実に1回以上は

全ての施設には行っているんですけども、ただ、こういった施設は大規模な施設が多く、1件当たりの監視時間がかかなり長時間になってしまうところもあります。また管理がしっかりしている製造施設も、規模とかでAランクに入っているところもございます。そういうところは、保健所のキャパもありますので、2回程度行かせていただいて、ここはもう少し行かないといけないなという施設に力を入れさせていただくこともございます。ですから、全体的にいうと9割というかたちになりますけれども、全ての施設におきまして年1回以上は実施をしているということになっております。

確かに、9割という数字が出ていますので、ここは監視の方法を検討するようなかたちで、今年度また取り組みをさせていただきたいと思っております。

それから、やはりEランクになってしまいますと、簡易な施設というところで監視時間も短くなってしまいますので、件数がかかなり増加するということもございました。

その他に、基準監視回数が5年に1回というところで、営業許可の更新に併せて監視を行っているので、件数やパーセンテージが大きくなってしまったということもございます。

また、できるだけ重点的に、Aランク、Bランクのところを監視していけるようにしていきたいと思っております。ただ、全部の施設に必ず年間1回以上は監視に行っているということをご理解いただきたいと思います。

(議長) ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。また、ご検討願います。他にございますでしょうか。C委員よろしゅうございましょうか。

(C委員) はい。

(議長) では引き続き、次のことにつきまして、ご説明をお願いいたします。

○ 事務局から、「牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査の全頭検査の見直しについて」資料2-2により説明。

(議長) ありがとうございます。ご説明いただきました。ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは引き続き次の項目のご説明をよろしくをお願いいたします。

○ 事務局から、「平成25年度特用林産物と野生獣肉の放射性物質検査計画について」資料2-3により説明。

(議長) どうもありがとうございます。説明が終わりましたので質問がございましたらどうぞ。お願いいたします。いかがでございましょうか。はい、どうぞA委員。

・ 野生きのこの放射性物質について

(A 委員) 対象の市町村が 3 市町村ですけれども、秋になるとよく御坂の通りにお店が出ますよね。峠を越えれば富士河口湖町ということで、他の市町村ではそういうことはあまり心配しなくて良いのかということと、しいたけなんかは、野生でなくて、栽培しているしいたけもあると思うんですけれども、その辺の検査はどのようになっているのかを教えてくださいたいです。

(議長) お願いいたします。

(事務局) 直売所の話であろうかと思いますが、まず、野生のきのこを売っている所については、3 市町村に協力をいただいてチラシの掲示依頼とチラシの配布を行い、今年も採取・摂取・出荷を控えていただくようお願いをしているところです。

周辺市町村のお話ですが、昨年 10 月 23 日に鳴沢村で基準値である 100 ベクレルを超える放射性セシウムが検出されたため、国の考え方にに基づき、周辺市町村をまず検査することになり、その周辺市町村を検査したところで富士吉田市と富士河口湖町が 100 ベクレルを超えました。そうすると、また周辺を調べなければいけないものですから、11 月初旬に隣接する 7 市町村に検査を行って、そこでは数字が 100 ベクレルを超えなかったということで、今は 3 市町村に制限をかけています。今年度も出荷制限区域とは別に全市町村ではないですけれども、各地区において検査を実施していきますので、他の区域についても安全・安心が確保されるように、検査は実施していく計画になっております。

栽培品の話ですが、先ほどの資料のとおり、野生きのこ以外では、基準値を超える結果にはなっていません。ですから、そこは安心をしていただきたい。また、県としては風評とかそういった状況にならないように心掛けていきたい。資料の中の検査計画のとおり、原木しいたけとか栽培きのこについても、検査を行い食の安全・安心の確保に努めているところです。

(議長) ありがとうございます。よろしゅうございますか。他にございますでしょうか。では引き続き、今日はたくさんの報告をいただくことになっておりますので、お願いいたします。

○ 事務局から、「平成 25 年度県産農産物の放射性物質検査計画について」資料 2-4 により説明。

(議長) ありがとうございます。ご質問ございますでしょうか。それでは引き続き、お願いをいたします。

○ 事務局から、「学校等給食施設の放射線検査について」資料2-5により説明。
(議長) ありがとうございました。ご質問よろしゅうございますか。
では引き続き、お願いをいたします。

○ 事務局から、「食品等の自主回収情報について」資料2-6により、「食品表示法の
公布について」資料2-7により説明。

(議長) ありがとうございました。これで最近の状況についてのご説明が終わりましたけれども、ご質問ございましたらお伺いいたしますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

はい、それでは(3)のその他についてですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは事務局から何かありましたらお願いいたします。

(3) その他について

○ 事務局から、「消費生活情報誌かいじ号夏号について」参考資料2により説明。

(議長) ありがとうございました。私共は広報の係も努める必要があると思いますが、「かいじ号」は電車だけじゃないんだよとおっしゃっていただければと思います。

これまでの議題以外に委員の皆様方から何かございましたら、食の安全・安心につきまして何でも結構でございますけど、いかがでございましょうか。はい、A委員。

・ 食品の表示について感じたこと

(A委員) この間ちょっと感じたことなんですけれども、ある市町村の商工会で、商工会の事業活性化ということで、ブランド品を、商品の認定品を広く良い食品を認定して広めていこうという会議がありまして、商品が認定にあたるかどうかを審査しました。その中に、パンフレットに健康をうたうような表示がありまして、これを食べると生活習慣病予防に良いとあったり、減農薬で栽培しているんだというような表示があったんですけれども、保健所でこういう表示で良いかどうかとか、減農薬ということを表示しても良いかどうかということを商工会のほうで調べてもらったら、保健所のほうで、表示が適切でなく、それから減農薬という証拠と言いますか、そういうこともわからないので、こういう表示はうまくないということで認定を却下したんですけれども、やっぱり、消費者もそういう点ではもっと勉強してそういう表示に惑わされないことも大切ですし、生産者のほうも安易にそういう表現をすることをしないということも、我々も広く周知しなければいけないんだなと感じました。

(議長) ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。他にございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして議事を終了し、議長の任を解かせていただきたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

4 その他

5 閉会